

腐敗・汚職の経済分析に関するサーベイ*

— Shleifer and Vishny (1993) の再考 —

溝口 哲郎[†]
齋藤 雅元[‡]

1. はじめに

本論文は、開発途上国・先進国を問わず、経済発展の阻害要因とされる腐敗・汚職 (Corruption) について、どのような経済学的分析が行われているかをサーベイしたものである。

経済学の領域では、腐敗・汚職の防止に関する世界的なコンセンサスの高まりによって、1990年代初頭より腐敗・汚職の研究が盛んになっている。そこで本論文では、腐敗・汚職の研究と深く関連する「レント・シーキング (Rent-Seeking)」との相違点を整理・分類する。また、腐敗・汚職の経済分析は理論分析、実証分析を含め、膨大な数の文献が出版されており、様々なサーベイが存在しているが¹、本論文ではその中でも腐敗・汚職の経済分析の基本文献である Shleifer and Vishny (1993) (以下、シュライファー・ヴィシユニーと表記) の経済学的な基礎付けを確認する。具体的には賄賂の温床となりうる許認可権を取得するという意味での需要サイド (民間企業等) と許認可権を提供するという意味での供給サイド (政府官僚) の分析例について紹介し、効果的な腐敗・汚職防止のための制度に関する考察および議論を行う。

本論文の具体的な構成は以下の通りである。まず、第2節では腐敗・汚職の経済学的分析の変遷を概観する。第3節では、腐敗・汚職の経済理論の研究をサーベイし、レント・シーキングとの相違について説明する。第4節では、腐敗・汚職の経済分析の基礎文献であるシュライファー・ヴィシユニーによる官僚の独占的許認可権のモデルを理論的に定式化し、その主な内容を紹介する。最後に第5節で、腐敗・汚職の経済分析のまとめと今後の展望について述べる。

2. 腐敗・汚職の経済学的分析の変遷および経済学的知見

腐敗・汚職の研究は比較的新しい研究領域である。これまでは主に政治学の領域で腐敗・汚職と経済発展の問題が議論されていたが、経済学の分析ツールが発展したことで、経済モデルを用いて分析した研究が1990年代から増大している。これまでは腐敗・汚職という現象が暗黙裡に行われているためデータを用いた腐敗・汚職の実証分析は困難な状況であったが、1990年代半ばから経済学の領域において、腐敗・汚職の研究は理論・実証の両面から多くの研究が行われるようになった。その主な理由として、①世界銀行などの国際機関を中心に開発途上国への効果的な援助のあり方と腐敗・汚職が援助に及ぼす影響がクローズアップされ国際的に議論されるようになったこと²、②国際機関を中心とした新しい統計データの作成、それをもとに作成された各種指標による実証分析の進展、③ゲーム理論や契約理論を応用した腐敗・汚職の理論モデル分析が可能になったことが挙げられる。

特に開発途上国においては、ビジネスの許認可に関わる役人の腐敗・汚職の問題は民間の経済活動を阻害するだけでなく、政府、海外からの ODA 等の実行過程においても生じている。例えば、メキシコ (Easterly (2001)) や東南アジアなどでは、スピード違反などのチケットの罰金を支払う代わりに、警察官への賄賂支払いなどが行われ、違反をもみ消すという例がある。これらの例のように腐敗行為が移行体制国・発展途上国において慣習化しており、経済発展を阻害する要因となっている。つまり賄賂等の目的のための出費が増加するようであれば、効果的な経済発展

* 本研究は平成 27 年度重点研究助成「不完全競争市場における腐敗・汚職の経済分析」によって実施した研究成果の一部である。記して感謝申し上げます。

[†] 麗澤大学経済学部

[‡] 東京経済大学経営学部

¹ 代表的なサーベイとしては、Mishra (2005)、溝口 (2010)、Aidt (2016)、Burguet *et al.* (2016) などを参照のこと。

² 例えば、世界銀行は 1996 年より腐敗・汚職の根絶を目指す 600 以上のプログラムを実施している。

や高質な経済成長の達成は難しくなるだろう。しかしながら、腐敗・汚職が資源配分の効率性に対してどのような影響を及ぼすのかについては、経済学の領域で長らく論争になっている。その論点のコアとなる議論として、2つの考え方がある。1つは「腐敗・汚職は経済的効率性を促進する可能性がある」という「潤滑剤 (Greases the wheels)」仮説³であり、もう一方は腐敗・汚職は非効率性を是正するよりも、むしろ悪化させるという「滑り止めの砂 (Sand the wheels)」仮説である (Aidt (2009))。潤滑剤仮説は、1960年代にアメリカの政治学者のレフ (Leff (1964))らが「賄賂は一定の条件のもとで、経済効率性を高める潤滑剤の役割を果たす」という仮説を提示したことに基づいている。この潤滑剤仮説では、経済主体間での自発的な賄賂を通じた交換が行われたのであれば、賄賂の需要側・供給側の双方が交換を通じて何らかの利益を得ており、賄賂授受前より望ましい状態になっていると考える。一方、滑り止めの砂仮説では、国家制度のもとで官僚がレントを追及するために賄賂によって、資源配分の効率性が損なわれる可能性があるとする。このような2つの代表的な仮説のもとで、侃々諤々な議論が行われてきたが、贈賄・収賄側の双方が共に便益を受け、両者ともより望ましい状態になったとしても、経済全体として見た場合、社会厚生が改善されているのかどうかについては、過去明らかにされてなかった。

しかしながら、腐敗・汚職がもたらす影響について潤滑剤仮説を検証してみると、資源配分の効率性の観点からすでに腐敗・汚職が存在する経済の場合には、腐敗・汚職はあくまでも次善の意味でしか資源配分の効率性を改善しない。なぜなら、それはすでに政府による無駄な規制によって歪みが生じてしまっているためである。そのため腐敗・汚職によって規制を回避するという意味で効率性を改善するという次善解となってしまう。エイデット (Aidt (2009))によれば、腐敗・汚職と規制による非効率性は表裏一体の関係にあると考えられている。つまり非効率な規制を使うことで人為的に稀少なレントを生み出す一方、稀少な資源自体を獲得するために個人は潜在的な腐敗・汚職をするインセンティブを生み出している。しかしながら、短期的に腐敗・汚職は規制回避のために利用され効率性を高めうるが、長期的には腐敗・汚職によって獲得したレントを得るためにより多くの無駄な規制が作られる恐れがでてくる。これを効率的な腐敗・汚職の誤謬

(Fallacy of Efficient Corruption) という。

3. 腐敗・汚職の文献レビュー

まず本節では、腐敗・汚職と深く関連する「レント・シーキング」と「腐敗・汚職」の違いについて確認したい。Aidt (2016) によれば、レント・シーキングの標準的な定義は「政府から特権的な便益を求めること」であり、シュライファー・ヴィシュニーによれば、腐敗・汚職の定義⁵は「政府の役人が私利のために政府の財産を取引すること」であった。つまり前者においては、特権的な便益を求めるために、特権を得たい主体が何らかの形で積極的に規制当局にアプローチをかけることであり、その際に利用した取引費用や賄賂などが発生する。後者においては、逆に特権を与える主体自体が特権を得たい主体に影響力を及ぼすという点で違いがある (Aidt (2016))。なぜなら、レント自体は政府規制等の政策によって人為的に作られ、その人為的な政策の下、政治家や官僚によって誰がレントにアクセスできるかが決定されるからである。すなわち、この裁量的な決定プロセス自体が腐敗・汚職の原因になっていると考えられる。それゆえ、政治家や官僚は裁量権を利用して賄賂を享受しやすいという意味で、彼らを腐敗・汚職の需要サイドとみなすことができる。そこで、以下では腐敗・汚職の需要サイドである政治家や官僚のタイプに関してどのような議論がされているのかについて整理していく。

腐敗・汚職の文献では、腐敗・汚職の需要サイドである規制当局、特に官僚について二つのタイプが過去議論されてきた。具体的に腐敗・汚職の需要サイドのタイプとして、①「助けの手 (The Helping Hands)」の腐敗・汚職、②「盗みの手 (The Grabbing Hands)」の2つの腐敗・汚職のタイプが存在している (シュライファー・ヴィシュニー、Aidt (2016))。

①の「助けの手の腐敗・汚職」は、典型的なプリンシパル・エージェント問題に起因する。つまりこの場合、プリンシパルである政府とエージェントである役人の間の情報の非対称性が腐敗・汚職を生み出しているといえる。この場合、政府から裁量的な権限を持った役人 (官僚) と企業との間に結託を行うことが可能となる。つまり、役人は企業から賄賂を受け取り、その見返りに企業の違反を政府に報告しないという可能性が生まれてくる。このため政府は社会厚生を最大化

³ Leff (1964)、シュライファー・ヴィシュニーを参照のこと。

⁴ シュライファー・ヴィシュニーでは、The Grabbing Hands (横領の手) と呼ばれている。

⁵ 本来、腐敗・汚職の問題は文化や慣習などに依存するため、その定義自体も複雑なものになりやすい。本論文では腐敗・汚職の定義の複雑さを明確にするため、シュライファー・ヴィシュニーの定義に基づき考察を進める。また、そのほかの腐敗・汚職の定義については、国際機関等の定義が参考になる。その議論については、溝口 (2010) 第1章を参照のこと。

するために、役人と企業の結託を避けようと制度設計をするが、このような制度設計にはモニタリングコストなどのコストが余計にかかってしまう。社会厚生観点から見れば、腐敗・汚職は次善解にしかない。このタイプの腐敗・汚職の経済分析を行ったものとしては、Becker and Stigler (1974)、Rose-Ackerman (1975)、および Tirole (1992、1994) らの研究がある。

②の盗みの手の腐敗・汚職のタイプは、政府の規制によって人為的に作り出された稀少性をもつレントの生成に起因する。潜在的な参入者は、ライセンスを獲得するために賄賂を支払う用意があり、この場合、利己的な役人は賄賂所得を最大になるように政府規制を利用してレントを収奪する可能性がある。これは、役人が賄賂をオファーする企業や個人からのレントの一部もしくはすべてを収奪できるからである。このとき、賄賂は企業や個人と役人との間の純粋なトランスファーであり、取引費用自体は社会的な損失には含まれない。また注意すべき点としては、各規制によって生じたレント自体は競争的であるとしても、そのレントの獲得自体は賄賂を通じた競争によって行われることにあるので、このタイプの腐敗・汚職のケースでは社会的損失が生じる。官僚の裁量に関する腐敗・汚職の経済分析を行ったものとしては、先のシュライファー・ヴィシュニー、および Bliss and di Tella (1997) などがある。

以下、シュライファー・ヴィシュニーの論文の詳細な分析については次の第4節で説明するとして、ここでは Burget *et al.* (2016) の内容を踏まえ、Bliss and di Tella (1997) および Amir and Burr (2015) の概略について簡単に説明する。競争的市場においては、腐敗・汚職が存在しない状況であると考えられるが、人為的なレントの存在によって企業がプライステイカーであるにもかかわらず、腐敗・汚職が生じてしまうという経済モデルを Bliss and Di Tella (1997) が分析している。彼らは腐敗・汚職がレントを収奪するための手段であると彼らのモデル分析から結論づけている。具体的に彼らのモデルでは、企業は参入に必要なライセンスを得るための費用⁶がかかる。各企業の参入費用についてライセンスを供給する官僚は観察できないため、官僚は正規のライセンス費用と賄賂の合計額を要求する。そしてその賄賂水準は各参入企業からの賄賂収入が最大になるように決められる。彼らの分析によれば、参入規制などの人為的な規制を行う理由は、腐敗・汚職によってレントを収奪するための手段だからであるとする。

Amir and Burr (2015) は、許認可権を提供すると

いう意味での供給サイドの政府官僚の腐敗・汚職が経済厚生にもたらす影響を分析している。具体的には、官僚による参入許認可がある市場構造と社会厚生に対する腐敗・汚職がもたらす影響を線形需要と線形コストのクールノー・モデルを用いて考察している。彼らのモデルでは、企業は参入のためのセットアップコストに加えて期待利得の固定割合を賄賂として、官僚に支払わなければならない。この設定のもとでは、地下経済企業が存在しない場合は参入する企業は一社のみになることが示される。さらに Amir and Burr (2015) は、地下経済企業が存在する場合には、市場に存在する企業数に応じて、参入許認可を与える官僚の数が1人もしくは2人であることが社会的に最適であるとする。さらに Amir and Burr (2015) は参入許認可を与える腐敗・汚職官僚間競争が経済厚生にもたらす影響も考察している。彼らによれば参入のためのライセンスの数は規模の不経済に依存し、不完全競争における自由参入と腐敗・汚職官僚間の競争を相殺するという意味で次善解を与える。その中でも特に地下経済企業の存在は、上記二つの問題を解決するという意味で、肯定的な役割を果たしている。

4. 官僚の独占的許認可モデル

本節では、シュライファー・ヴィシュニーによる官僚の独占的許認可権のモデルを理論的に定式化してその主な内容を紹介する。

モデル設定

本モデルにおけるゲームのプレイヤーは、役人と許認可権を求める個人あるいは企業である。この許認可権の発行⁷は政府によって独占されており、許認可権を裁量的に販売することができる官僚がいると仮定する。そのような許認可権の例として、レストランや理髪店などの営業権、パスポートや運転免許書の発行などが挙げられる。この官僚は、許認可権の供給を独占的に制限することができるものとする。上の例ではパスポートの発行、輸出入の認可権、道路の使用権などが官僚によってコントロールされている状況にある。

実際、発展途上国においては、お役所仕事 (Red Tape) による大幅な遅延などが問題となっており、官僚はこの手続きをコントロールすることで、賄賂獲得を最適化している。シュライファーらはその理由を「多くの許認可権や規制は官僚が賄賂を集めるために存在している」としている。しかし、実際、発展途上国においては腐敗・汚職の発覚確率も低く、さまざま

⁶ 各企業の参入コストはサンクコストで、企業ごとに異なるものとする。

⁷ ここで許認可権は単一の財であるとする。

な階層レベルで汚職が頻繁に行われている。そのため、官僚は「汚職をしなければ損をする」という状況下に直面しているとも考えられる。換言すると、これは官僚が権限を利用して賄賂を要求するというインセンティブの方が賄賂を取らないというインセンティブよりも高いということを示唆している。

基本モデル

本稿では議論の単純化のため、他の財市場を固定した部分均衡分析の枠組みで考察を行う。その際、政府官僚は何の発覚および罰則のリスクもなく、許認可権の発行を制限することができるものとする。この理由としては、具体的に発展途上国のケースで腐敗行為を行った官僚が上司への賄賂支払いによる罰則を免れるというケースが多いこと、また組織全体で腐敗・汚職行為がなされているというケースが多いことが挙げられる。そして、そのような国では、制度自体が脆弱であるため、国家レベルでの腐敗・汚職抑制のインセンティブが働かず、腐敗・汚職行為があまり発覚しないという理由も考えられる。換言すると、「腐敗・汚職行為が発覚せず、罰則もないケース」は、ガバナンスが弱く、制度自体が整っていない発展途上国においてより妥当な状況であるといえる。

ここでは、政府から裁量的に許認可権の販売権を与えられた官僚が許認可権の独占供給者⁸として振舞い、賄賂による収益を最大化するように許認可権を販売した状況を考える⁹。このとき、許認可権の価格を t とし、許認可権にかかる生産費用を c とする¹⁰。また、官僚は許認可権を販売する際、許認可を必要とする主体に賄賂 b を要求するものとする。以上の設定の下、許認可権に関する官僚の追加的生産費用を考慮しない状況を踏まえ、官僚がどのようなライセンス販売価格を設定するかについて以下2つのケースで考察を行う。

第1のケースは「販売時に盗取がないケース (Corruption without Theft)」である。この場合、官僚は政府が指定した許認可権の価格通りに販売し、その売り上げ分を政府に引き渡す。このとき、官僚が許認可権を供給したときの限界費用 c は、政府が指定した許認可価格 t と等しいものとする¹¹。この状況の下で、官僚は政府の指定した許認可権の販売価格に自分の賄賂分を上乗せして販売を行う。このとき、その

許認可価格で許認可権を販売した総額は政府の国庫に入ることになる¹²。ここで、個人あるいは企業の許認可権に対する需要関数を $Q(p) = \alpha - \beta p$ とする ($\alpha > 0, \beta > 0$)。このとき、政府収入は $R_g = tQ(p)$ となり、許認可権の販売権利を与えられた官僚の利得 V を、

$$V = pQ(p) - tQ(p) = p(\alpha - \beta p) - t(\alpha - \beta p)$$

とする。このとき、官僚の利得最大化の一階条件は、

$$\frac{dV}{dp} = \alpha - 2\beta p + \beta t = 0$$

となる。以上より、「販売時に盗取がないケース」の賄賂を考慮した最適価格水準は、

$$p^{NT} = t + b^{NT} = \frac{\alpha + \beta t}{2\beta}$$

となる。この状況は次の図1のように描くことができる。このグラフでは、縦軸に賄賂分を考慮したライセンス販売価格 p 、横軸にライセンス販売量 Q としている。ここで MR は官僚の限界収入、 D は当該許認可権の需要を表している。

販売時に盗取のないケースにおいては、賄賂を伴う価格水準 p^{NT} がつねに政府指定価格 t を上回ることになる。つまり、1単位の取引にあたり b^{NT} 分の賄賂が発生することになる。これによって、ライセンス付与に関する裁量権を与えられた官僚は当該財・サービスの市場確立に際し、賄賂を収集するというインセンティブをもつことになる。

第2のケースは「販売時に盗取を伴うケース (Corruption with Theft)」である。これは官僚が許認可権の販売から得た収入を国庫には入れず、そのまま販売収入を自分の懐に入れる状況に対応する。このとき、許認可権を必要とする個人あるいは企業は、官僚に賄賂分のみを支払えばよく、ライセンスを入手する金額が低くなるという可能性に直面する。この場合、第2のケースの方が第1のケースより許認可権を獲得する費用が低くなり、許認可権を必要とする個人には賄賂を支払ってライセンス取得するというインセンティブが働く。また、官僚は国庫にライセンス販売から得られた収入を納める必要がないので、その費用自体をゼロに設定した上で行動することができる。この

⁸ 独占者の行動に関する基礎的な分析例については、清野 (1993) および矢野 (2005) 等を参照のこと。

⁹ 許認可を交付する意味において官僚は供給サイドだが、賄賂を受け取るという意味においては需要サイドであることに注意されたい。

¹⁰ ここで扱う生産費用はライセンスの交付作業で生じる費用である。この費用は官僚ではなく政府が支払うものとする。また、賄賂を得るために官僚自身が行う努力も費用として考えられるが、今回それについては扱わない。

¹¹ ここでは善意の政府 (Benevolent Government) を想定した場合の状況を表している。もし善意のない政府 (Non-benevolent Government) を想定した場合には、官僚はより高い限界費用に直面する可能性がある。

¹² ただし、ライセンスを必要とする個人や企業には賄賂分だけ値段が上乗せされ、官僚が賄賂分だけ余剰移転していることに注意されたい。

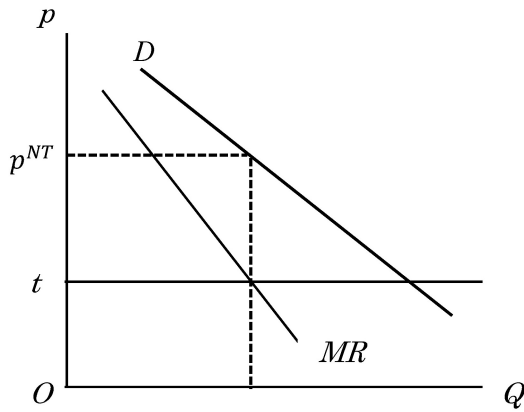


図1 販売時に盗取のないケース

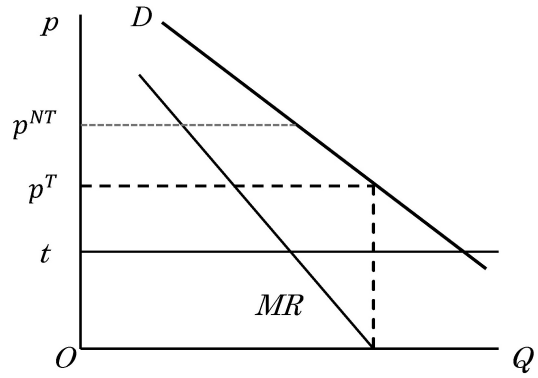


図2 販売時に盗取を伴うケース

状況を定式化すると、以下のように表される。まず政府は許認可権の販売から収入を得られないので、政府収入は $R_g = 0$ となる。一方、官僚の利得は、

$$V = pQ(p) = p(\alpha - \beta p)$$

で表され、官僚はこの利得を最大化するよう行動したとする。そのとき、官僚の利得最大化の一階条件より、

$$\frac{dV}{dp} = \alpha - 2\beta p = 0$$

となる。それゆえ、「販売時に盗取を伴うケース」ケースの賄賂を考慮した最適価格水準は、

$$p^T = b^T = \frac{\alpha}{2\beta}$$

となる。この状況は以下の図2のように描くことができる。

販売時に盗取を伴うケースにおいて、許認可権価格は政府の指定価格 t を下回る可能性もある。つまり、許認可権の限界費用 c が許認可権価格 p^T よりも高い水準となる場合にその状況になる。

以上より、賄賂を伴う1つの許認可権価格の設定水準は、独占的な官僚が直面する限界費用（制度や環境に依存して変化する限界費用）と密接に関わっていることがわかる。特に「販売時に盗取のないケース」においては、シュライファー・ヴィシュニーも指摘しているように、政府の指定価格が限界費用と等しく、官僚が税収最大化を目的として行動した場合の物品税の考え方と類似している¹³。

ここまででは、官僚が独占的に1つの許認可に関して裁量をもつというモデルを提示してきたが、シュライファー・ヴィシュニーはさらに補完的な許認可権に関する考察も行っている。このケースは、実際にビジネ

スを行うとき、多くの補完的關係となる許認可が必要となることに対応している。この場合、官僚が単一独占者として行動するという状況だけでなく、それぞれ独立の官僚によって許認可が交付されるという状況も考えられる。このことを簡単なモデルによって考察してみよう。まず、あるビジネスを行う際、2種類の許認可権が必要であるとしよう。そして、許認可権 i の限界収入を MR_i 、限界費用を MC_i 、($i = 1, 2$) とする。また、許認可権 i の販売量 x_i が許認可権 j の販売量 x_j に与える影響を dx_j/dx_i 、($i \neq j$) で表す。

1つ目のシナリオとして、補完的許認可権が別々の官僚に管理されている状況を取り上げる。このとき、独立したそれぞれの官僚の最適条件は以下のようになる。

$$MR_i = MC_i$$

許認可権は各官僚によって独立に販売されるので、許認可権 i の価格は $dx_j/dx_i = 0$ となるよう設定される。

2つ目のシナリオとして、補完的許認可権が両方とも同一の官僚によって交付される状況が挙げられる。このとき、官僚は許認可権の補完性も考慮した上で、自身の利得最大化を行う。この2つ目のシナリオにおける各許認可権の官僚の最適条件は、以下のように表せる。

$$MR_i + MR_j \frac{dx_j}{dx_i} = MC_i$$

2つの許認可権に補完性がある場合、 $dx_j/dx_i > 0$ となるので、許認可権 i の最適条件より、 $MR_i < MC_i$ が成り立つ。つまり、それぞれ独立に許認可権に独占価格を設定する場合（シナリオ1）よりも、許認可権 i の価格を低くしておくことが最適となることを示している。

¹³ シュライファー・ヴィシュニーでも指摘されているように、課税を考えた場合、現実的にその設定者は官僚ではなく政府であることに注意されたい。

最後の3つ目のシナリオは、補完的な各許認可権について裁量をもつ官僚が少なくとも2人以上存在する状況である。具体的に、もし行政区Aで許認可を必要としたときに、その行政区Aを担当する官僚が許認可に伴って賄賂を要求したとする。その場合、住民は賄賂を必要としない行政区Bへ移動するだろう。このように、許認可権を提供する者同士が競争状態になることで、賄賂水準がゼロに近づくことになる。シュライファー・ヴィシュニーでは、これら3つのシナリオを比較考察し、3つ目の競争的状态のシナリオがファーストベスト、単一独占者のシナリオがセカンドベスト、そして独立に官僚が管轄する状態が最も非効率な状況であると結論付けている。

次にシュライファー・ヴィシュニーの理論的視点に関連した腐敗・汚職の具体的な事例について紹介する。まずその一例として、ペルーのエコノミストであるエルナンド・デ・ソトがその著書(De Soto (1990))の中で検証したペルーのミニバスの許認可権に関するケースがある。ペルーでミニバスの新規ルートの許認可権を得るためには、それぞれ独立した運輸省など3つの政府機関を通じた4つ以上の手続きが必要で、かつその期間は最低26か月になるという。このため、補完的な各許認可権を得るための不要な手続きや時間のロスなどが生じてしまうことを指摘している¹⁴。また、ディキシット(Dixit (2016))は、新規事業や工場の設置などの経済的活動の場合、操業のために複数のライセンスが必要となるが、その場合は1つの政府機関のみを通じて行うべきであると指摘している。仮に企業が何らかの事情で事業から撤退する際に、ライセンスを発行した政府機関以外の政府機関が干渉できなくなるからである。この考え方は、すでにインドネシアなどで導入されており、手続き費用や取引費用の節約を可能にする。また、ディキシットはライセンスの補完性を考慮に入れた際には、パッケージ化して独占的に供給する方が経済厚生で高まるとしている。補完的なライセンス発行が各政府機関から発行されることになると、各政府機関がそれぞれ高い賄賂を要求するため、それぞれの状況を知らないまま賄賂が要求されることになる。それゆえ、1つの機関にライセンス発行をパッケージ化し限定することによって、経済厚生の改善が可能になることを指摘している。

5. おわりに

本論文は、腐敗・汚職の文献をサーベイし、その上で賄賂を受け取るという意味での腐敗・汚職の需給に関する論点とその問題を整理した。その中でも特にシュライファー・ヴィシュニーの腐敗・汚職モデルを取り上げ、腐敗・汚職に関する経済分析のベンチマークを紹介した。具体的には、官僚が独占的なライセンス供給者であるという仮定の下、官僚に与えられたライセンス販売の恣意性がライセンス市場の需給を歪めてしまうことを簡単なモデルによって示した。また補完的な許認可権のケースにおいても、シュライファー・ヴィシュニーによる分析を最近の文献内容を踏まえつつ再考した。しかしながら、Amir and Burr (2015)でも指摘されているように、シュライファー・ヴィシュニーのモデルは、官僚に対する罰則がない状況の分析となっている¹⁵。もし官僚に対する罰則を考慮するならば、官僚の直面する限界費用への変化だけでなく、それに伴う官僚のインセンティブについても考察することができ、それによって、より現実的な腐敗・汚職の経済分析が可能となる。このような分析は、特に腐敗・汚職の度合いが高い国々¹⁶の制度設計を考える上で有益な示唆を与えるものと考えられる。

参考文献

- Aidt, T. S. (2009): "Corruption, Institutions, and Economic Development," *Oxford Review of Economic Policy*, Vol. 25, No. 2, pp. 271-291.
- Aidt, T. S. (2016): "Rent Seeking and the Economics of Corruption," *Constitutional Political Economy*, Vol. 27, Issue 2, pp. 142-157.
- Amir, R., and C. Burr (2015): "Corruption and Socially Optimal Entry," *Journal of Public Economics*, Vol. 123, pp. 30-41.
- Becker, G., and G. Stigler (1974): "Law Enforcement, Malfeasance and the Compensation of Enforcers," *Journal of Legal Studies*, Vol. 3, No. 1, pp. 1-19.
- Bliss, C., and R. Di Tella (1997): "Dose Competition Kill Corruption?" *Journal of Political Economy*, Vol. 105, No. 5, pp. 1001-1023.
- Burget, R, Ganuza, J-J, and J. G. Montalvo (2016): "The Microeconomics of Corruption. A Review of Thirty Years of Research," mimeo.

¹⁴ Djankov et al. (2002) は新規企業が参入するための障害に関する実証分析を行っている。

¹⁵ 罰則を仮定しない他の文献として、Bliss and Di Tella (1997), および Dhillon and Rigolini (2011) がある。

¹⁶ 腐敗・汚職が高い国々とは、例えばトランスパレンシー・インターナショナルが発行している腐敗認識指数(Corruption Perception Index: CPI) においてスコアが悪い国々のことである。詳細については、<http://www.transparency.org/>に各国のデータがある。

- De Soto, H. (1990): *The Other Path*, New York: Harper and Row.
- Dhillon, A., and J. Rigolini (2011): "Development and the Interaction of Enforcement Institutions," *Journal of Public Economics*, Vol. 95, Issues 1-2, pp. 79-87.
- Dixit, A. K. (2016): "Corruption: Supply-Side and Demand-Side Solutions," in S. M. Dev and P. G. Babu (eds), *Development in India*, New Delhi: Springer India. pp.57-68.
- Djiankov, S, R, L. Porta, F. Lopezde-Silanes, and A. Shleifer (2002): "The Regulation of Entry," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 117, Issue 1, pp. 1-37.
- Easterly, W. (2001): *The Elusive Quest for Growth: Economists' Adventures and Misadventures in the Tropics*, Cambridge, The MIT Press (小浜裕久・織井啓介・富田洋子訳『エコノミスト 南の貧困と闘う』(東洋経済新報社)).
- Leff, N. (1964): "Economic Development through Bureaucratic Corruption," *American Behavioural Scientist*, Vol. 8, No. 3, pp. 8-14.
- Mishra, A. (ed.) (2005): *The Economics of Corruption*, New Delhi, India: Oxford University Press.
- Rose-Ackerman, S. (1975): "The Economics of Corruption," *Journal of Public Economics*, Vol. 4, Issue 2, pp. 187-203.
- Shleifer, A., and R. W. Vishny (1993): "Corruption," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 108, No. 3, pp. 599-617.
- Tirole, J. (1992): "Collusion and the Theory of Organization," in J. J. Laffont (ed.), *Advances in Economic Theory (Sixth World Congress, Vol. 2)*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 151-206.
- Tirole, J. (1994): "The Internal Organization of Government," *Oxford Economic Papers*, Vol. 46, Issue 1, pp. 1-29.
- 清野一治 (1993)『規制と競争の経済学』(東京大学出版会)
- 溝口哲郎 (2010)『国家統治の質に関する経済分析』(三菱経済研究所)
- 矢野誠 (2005)『ミクロ経済学の応用』(岩波書店)